

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、令和7年1月1日現在の所有状況を、償却資産申告書にて1月31日(金)までに役場税務課へ提出してください。

提出する償却資産申告書には、マイナンバーの記入が必要となりますので、個人番号12桁または法人番号13桁をご記入ください。
問合せ先 役場 税務課
 内線160・178

「障害者控除対象者認定書」を発送します

身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で介護保険の認定状況によって一定以上の障害があると思われる場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次の全ての要件を満たす方に対し、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送を予定しています。

対象

- ・65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方
- ・介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準である方

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、その等級により同等の控除が受けられる場合は対象外となります。

認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効な要介護認定時の認定調査票をもとに認定します。
 ※年の途中で死亡した場合や転

入後に要介護認定の更新申請をしていない場合等は一斉送付の対象外となりますので、役場長寿支援課窓口に申請してください。
問合せ先 役場 長寿支援課
 内線115・158



詳細はこちら

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご確認ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ
 LINEPay・PayPay・PayB
 auPAY・FamiPay・d払い



町ホームページ

問合せ先 役場 収納課 内線120

納付ができる金融機関名称

- ・宮田用水窓口
- ・JAあいち海部、愛知西、なごや
- ・大垣共立銀行 ・尾西信用金庫
- ・三菱UFJ銀行 ・ゆうちょ銀行
- ・各種コンビニエンスストア
- ・スマホ決済アプリ(auPAY、PayPay、PayB、FamiPay)

※上記以外金融機関でも納付できますが、別途振込手数料(個人負担)がかかります。

宮田用水土地改良区の賦課金徴収に関する変更のお知らせ

令和7年4月1日より宮田用水土地改良区の賦課金の納付書および納付場所が変更になり、役場窓口および指定金融機関での納付ができなくなります。

また、令和6年度まで宮田用水賦課金の口座振替依頼を申し込まれていた組合員の方も再度、口座振替依頼の手続きが必要となります。ご利用の方は左記へお問合せください。

問合せ先 宮田用水土地改良区 徴収課 ☎0587(32)4151